

平成七年法律第三十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 電線共同溝の建設(第三条―第九条)
- 第三章 電線共同溝の管理(第十条―第二十一条)
- 第四章 雑則(第二十二条―第三十条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、電線共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、電線共同溝の整備等を行うことにより、当該道路の構造の保全を図りつつ、安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

第二章 電線共同溝の建設

(電線共同溝を整備すべき道路の指定)

第三条 道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案して、その安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図るため、電線をその地下に埋設し、その地上における電線及びこれを支持する電柱の撤去又は設置の制限をすることが特に必要であると認められる道路又は道路の部分について、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会、市町村(当該指定に係る道路の道路管理者が市町村である場合の当該市町村及び次項の規定による要請をした市町村を除く)、当該道路の沿道による供給区域又は供給地点に該当する電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業

者又は同項第十三号に規定する特定送配電事業者及び当該道路の沿道がその業務区域に該当する電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二十号第一項に規定する認定電気通信事業者(政令で定める者を除く。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 市町村は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、第一項の規定による指定を行うよう要請することができる。

4 道路管理者は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請)

第四条 前条第一項の規定による指定があつたときは、電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する者は、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者に当該電線共同溝の建設完了後の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る道路又は道路の部分(以下「電線共同溝整備道路」という。)について、当該指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十三条の規定による許可又は協議に基づき当該道路の地上に設置された電線又は電柱(いまだ設置に至らないものを含む。)の設置及び管理を行う者に対し、前項の規定による申請を勧告することができる。

3 国が電線共同溝の建設完了後における当該電線共同溝の占用を希望する場合においては、国が道路管理者に協議することをもって、第一項の規定による申請をしたものとみなす。

4 道路管理者は、第一項の規定による申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その申請を却下しなければならない。

- 一 当該申請の内容が、当該電線共同溝整備道路の構造等に照らし採用することのできる電線共同溝の規模及び構造上相当でないことと認められるものであること。
- 二 当該申請が、当該電線共同溝の建設及び管理に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであること。

(電線共同溝の建設)

第五条 道路管理者は、電線共同溝整備道路について、この章に定めるところにより、電線共同溝を建設するものとする。

2 道路管理者は、前条第一項の規定による申請をした者(同条第四項の規定により却下された者を除く。以下「電線共同溝の占用予定者」という。)の意見を聴いて、電線共同溝整備計画を定めることができる。

3 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝整備計画を定める場合において、電線による道路の占用の動向を勘案してその構造の保全その他道路の管理上必要と認められるときは、当該計画において電線共同溝の占用予定者以外の者の占用のための電線共同溝の部分定めを定めることができる。

4 道路管理者は、第二項の規定により電線共同溝整備計画を定めた場合においては、当該電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行わなければならない。

5 道路管理者がこの法律の規定に基づき電線共同溝として建設する施設については、共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)の規定は、適用しない。

(電線共同溝の占用予定者の地位の承継)

第六条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の電線共同溝の占用予定者の一般承継人(分割による承継の場合にあつては、第四条第一項の規定による申請に係る権利及び義務の全部を承継する法人に限る。)は、電線共同溝の占用予定者の地位を承継する。

2 前項の規定により電線共同溝の占用予定者の地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

(電線共同溝の占用予定者の建設負担金)

第七条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同溝の建設によつて支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

(電線共同溝の増設)

第八条 道路管理者は、第五条に規定するところにより電線共同溝が建設された電線共同溝整備道路について、既設の電線共同溝の収容能力に不足を生じたとき、この条に定めるところにより、電線共同溝を増設することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により電線共同溝を増設しようとするときは、その旨を公示しなければならない。

3 第四条、第五条第二項から第五項まで、第六条及び前条の規定は、第一項の規定による電線共同溝の増設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「前条第一項の規定による指定」とあるのは「第八条第二項の規定による電線共同溝の増設の公示」と、同条第一項及び第三項中「建設完了後」とあるのは「増設完了後」と、同条第二項中「当該指定」とあるのは「当該公示」と、同条第四項第二号、第五条第四項及び前条中「建設」とあるのは「増設」と、第五条第二項中「前条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項」とあるのは「第八条第三項において準用する前条第一項」と、同項及び同条第三項、第六項並びに前条第一項中「電線共同溝の占用予定者」とあるのは「増設に係る電線共同溝の占用予定者」と、第五条第二項から第四項までの規定中「電線共同溝整備計画」とあるのは「電線共同溝増設計画」と、同条第五項中「建設する」とあるのは「増設する」と読み替へるものとする。

第九条 道路管理者は、第三条第一項の規定による指定をした場合においては、当該指定に係る電線共同溝整備道路の地上における電線及びこれを支持する電柱による占用に關し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議を成立させてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第三条第一項の規定による指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合
- 二 電線共同溝の建設若しくは増設が完了する以前において又はその改築、維持、修繕若しくは公共土木施設災害復旧事業費用庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の規定の適用を受ける災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)のために必要な期間中において、緊急の必要に基づき、当該電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用

予定者又はこの法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有する者が、その建設若しくは増設の完了後又はその改築、維持、修繕若しくは災害復旧の終了後当該電線共同溝に敷設すべき電線又はこれを支持する電柱を仮に設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

三 電気事業法又は電気通信事業法の規定に基づき、電線（電気事業法に基づくものにあつては同法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十二号に規定する特定送配電事業又は同項第十四号に規定する発電事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものにあつては同法第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業の用に供するものに限る。）を設置しようとする者が、当該電線を当該道路の地下に埋設することが当該道路の構造等に照らして困難であることその他当該道路の地上において当該電線又はこれを支持する電柱による占有を行うことについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

四 前三号に掲げるもののほか、当該道路の地上において電線又はこれを支持する電柱による占有を行うことについて公益上やむを得ない事情があり、かつ、当該道路に備へて安全かつ円滑な交通の確保と景観の整備を図る上で支障を生ずるおそれが少ないと認められる場合において、当該電線又は電柱を設置し、及び当該電線又は電柱の維持、修繕又は災害の復旧を行う場合

第三章 電線共同溝の管理

（占有予定者に対する電線共同溝の占有の許可）

第十条 道路管理者は、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに、次に掲げる事項を明らかにして、電線共同溝の占有予定者又は増設に係る電線共同溝の占有予定者に当該電線共同溝の占有の許可をするものとする。

- 一 占有することができる電線共同溝の部分
- 二 電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量
- 三 電線共同溝を占有することができる期間（占有予定者であつた者以外の者による電線共同溝の占有の許可）

第十一条 前条の規定による許可を受けた者以外の者であつても、電線共同溝の収容能力に余裕

があるときは、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けて、電線共同溝を占有することができる。

2 道路管理者は、前項に規定する者による電線共同溝の占有が次の各号のいずれかに該当することとなると認める場合においては、同項の許可をしてはならない。

- 一 この法律の規定に基づき当該電線共同溝を占有している者の権利を侵害すること。
- 二 当該電線共同溝の規模及び構造上相当でないこと。

三 当該電線共同溝の管理に支障を及ぼすこと。

3 第一項の許可は、前条各号に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

第十二条 道路管理者は、第十条又は前条第一項の規定による許可（この項の規定による変更の許可を含む。）を受けた者から申請があつた場合においては、第十条各号に掲げる事項の変更の許可をすることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前条各号に掲げる事項」とあるのは、「変更後の前条各号に掲げる事項」と読み替へるものとする。

（占有予定者であつた者以外の者等の占有負担金）

第十三条 第十一条第一項又は前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る電線共同溝の建設又は増設に要した費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝の占有予定者又は増設に係る電線共同溝の占有予定者が負担した費用を除く。）のうち、当該電線共同溝の占有によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の占有負担金を負担しなければならない。

2 負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に關し必要な事項は、政令で定める。

（許可に基づく地位の承継）

第十四条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可を受けた者は、一般承継人（分割による承継の場合にあつては、これらの規定による許可に基づく権利及び義務の全部を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していたこれらの許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により許可に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

第十五条 第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可に基づく権利の全部又は一部は、道路管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2 前項に規定する許可に基づく権利の全部又は一部を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

第十六条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者は、当該電線共同溝に電線を敷設する場合においては、政令で定める電線の構造及び敷設の方法の基準に従わなければならない。

2 道路管理者は、電線共同溝を占有する者が敷設する電線が前項に規定する基準に適合しない場合は、当該占有する者に対し、当該敷設に關する工事中止又は当該電線の改造、移転若しくは除却その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（公益上やむを得ない必要が生じた場合における措置）

第十七条 道路管理者は、前条第二項に規定する場合のほか、電線共同溝の存する道路について当該電線共同溝の管理上の事由以外の事由に基づく工事を行う必要が生じた場合その他公益上やむを得ない必要が生じた場合においては、この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者に対し、同項に規定する措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 道路管理者は、電線共同溝を占有する者が前項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し、当該処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

3 道路法第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の場合について準用する。

4 道路管理者は、第二項の規定による補償金額を第一項に規定する必要を生じさせた者に負担させることができる。

第十八条 道路管理者は、電線共同溝を適正かつ円滑に管理するため、この法律の規定に基づき

当該電線共同溝を占有する者の意見を聴いて、国土交通省令で定めるところにより、電線共同溝管理規程を定めるものとする。

第十九条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者は、当該電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

（原状回復）

第二十条 この法律の規定に基づき電線共同溝を占有する者は、電線共同溝を占有することができ期間が満了した場合、電線共同溝の占有を廃止した場合又は第二十六条の規定による許可若しくは承認の取消しの処分があつた場合においては、電線を除却し、占有している電線共同溝の部分を原状に回復しなければならない。

2 道路管理者は、前項に規定する者に対して、同項の規定による原状の回復について必要な指示をすることができる。

（国の行う電線共同溝の占有の許可等の特例）

第二十一条 国が行う電線共同溝の占有又は占有に係る権利の譲渡については、国と道路管理者との協議が成立することをもつて、第十条、第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による許可又は第十五條第一項の規定による承認を受けたものとみなす。

第四章 雑則

（国の負担又は補助）

第二十二条 道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）内の一般国道に附屬する電線共同溝の建設（第八条の規定による増設を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は改築若しくは災害復旧に要する費用（第七条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項又は第十九条の規定により電線共同溝の占有予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占有予定者又は電線共同溝を占有する者が負担すべき費用（以下この条において「建設負担金等」という。）を除く。）は、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）がそれぞれ二分の一を負担し、当該電線共同溝の改築及び災害復旧以外の管理に要する費用（第十九条の規定により電線共同溝を占有する者が負担すべき費用を除く。）は国の負担とする。ただし、

道の区域内の指定区間内の一般国道に附属する電線共同溝の建設又は改築若しくは災害復旧に係る国の負担割合については、政令で、二分の一を超える特別の負担割合を定めることができる。

2 国は、前項の場合を除き、第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築に要する費用（建設負担金等を除く。）の二分の一以内を、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用を負担する地方公共団体に対して補助することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、電線共同溝の建設又は改築が道路（道路の附属物を除く。以下この項において同じ。）の新設又は改築に伴うものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二項の規定による負担又は補助は、当該各号に定める負担又は補助とする。

一 当該道路が国道である場合 当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者によるその負担の割合（道の区域内の指定区間内の一般国道に係る国の負担割合については、第一項ただし書の政令で定める割合を下回るときは、当該政令で定める割合）に応じた負担

二 当該道路の新設又は改築（第五条第二項の電線共同溝整備計画に係る電線共同溝の建設又は改築を伴うものに限る。）が道路法その他の法律の規定による国の補助の対象となる都道府県道又は市町村道である場合 当該都道府県道又は市町村道の建設又は改築に要する費用に關し補助することのできる割合以内での補助

4 前三項の規定による負担又は補助に係る電線共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

（収入の帰属）

第二十三条 第七條第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項又は第十九條の規定に基づく負担金は、当該電線共同溝の建設又は改築、維持、修繕その他の管理を行う道路管理者（当該道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）の収入とする。

第二十四条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の定めがある場合を除き、当該義務者が負担しなければならない。

（負担金の強制徴収）
第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第七條第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項又は第十九條の規定に基づく負担金の徴収について準用する。

（行政処分）
第二十六条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第十条、第十一条第一項若しくは第十二條第一項の規定による許可若しくは第十五條第一項の規定による承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は電線共同溝の占用予定者若しくは増設に係る電線共同溝の占用予定者の地位を取り消すことができる。

一 詐欺その他の不正な手段により第十条、第十一条第一項若しくは第十二條第一項の規定による許可若しくは第十五條第一項の規定による承認を受け、又は電線共同溝の占用予定者の地位を得た者

二 第十条又は第十一条第三項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可の内容に違反して電線共同溝を占用した者

三 第七條第一項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第十三條第一項又は第十九條の規定により納付すべき負担金を納付しない者

四 第十六条第二項又は第十七条第一項の規定による処分に違反している者（不服申立て）

第二十七条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、当該都道府県の知事又は当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七條第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この条において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して再審査請求をすることができる。

（権限の委任）
第二十八条 この法律に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（道路法の適用除外）
第二十九条 この法律に基づく電線共同溝の占用に關しては、道路法第三章第三節（第三十九条を除く。）の規定は、適用しない。

（罰則）
第三十条 第六條第二項（第八条第三項において準用する場合を含む。）又は第十四條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国の無利子貸付け等）
第二条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二条第二項又は第三項第二号の規定による国がその費用について補助することができる電線共同溝の建設又は改築で日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二条第二項又は第三項第二号の規定（これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二十二条第三項第一号の規定により国がその費用について負担する地方公共団体が行う電線共同溝の建設又は改築で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二十二条第三項第一号の規定（この規定による国の負担の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

3 前二項の国の貸付け金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

4 前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による貸付け金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に關し必要な事項は、政令で定める。

5 国は、第一項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築について、第二十二条第二項又は第三項第二号の規定による当該貸付けに相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

6 国は、第二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である電線共同溝の建設又は改築に係る第二十二条第三項第一号の規定による国の負担については、当該貸付け金の償還時において、当該貸付け金の償還金に相当する金額を交付することとする。

7 地方公共団体が、第一項又は第二項の規定による貸付けを受けた無利子貸付け金について、第三項及び第四項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前二項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附則 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年五月二日法律第五〇号）抄
第一条 この法律は、平成二十二年三月二十一日から施行する。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八七号）抄
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（検討）
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについ

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る）、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二十四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年七月二日法律第一二五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第三十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 第一条から第八条まで並びに附則第六条及び第九九条の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定は、当該各号に定める国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この条において同じ。）について適用し、平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十一年度以降の年度に支出される国の負担、平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担及び平成二十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担で平成二十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 略

二 次に掲げる法律の規定 平成二十二年以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）

イ及びロ 略

ハ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（政令への委任）
 第二十二條第一項

（政令への委任）
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く）、第五十九条、第六十五条（農地

法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七條及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七條、第四十八條の四から第四十八條の七まで及び第九十七條の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七條の改正規定に限る。）、第一百四條及び第一百零七條の改正規定に限る。）、第一百零九條（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六條の改正規定に限る。）、第一百三十四條、第一百三十一條（都市再開発法第三十三條の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定に限る。）、第三百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百條の改正規定に限る。）、第三百三十三條、第三百四十一條、第三百四十七條（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。）、第三百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。）、第三百五十三條、第三百五十五條（都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。）、第三百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定に限る。）、第三百五十九條、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第二項及び第三項の改正規定、同法第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）、並びに同法第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五條の改正規定（同法第七項中「ときは」を一場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは）に改め、一次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には「一」を削る部分を除く。）、並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五

十四條の改正規定に限る。）、第六十三條、第六十六條、第六十七條、第六十七條（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五條の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第七十五條及び第八十六條（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七條第二項第三号の改正規定に限る。）、第七十二條第四項、第七十三條、第七十七條（地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）第五百八十七條の二及び附則第二十一條の改正規定に限る。）、第九十一條（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三條、第三十四條の三第二項第五号及び第六十四條の改正規定に限る。）、第九十二條（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五條の改正規定を除く。）、第九十三條、第九十五條、第九十一條、第九十三條、第九十五條及び第九十八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

（罰則に関する経過措置）
第八十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）
第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その

法第五十七條の改正規定に限る。）、第七十六條、第七十九條（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四條の改正規定に限る。）、第九十八條（公営住宅法第六條、第七條及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九條（道路法第十七條、第十八條、第二十四條、第二十七條、第四十八條の四から第四十八條の七まで及び第九十七條の改正規定に限る。）、第一百二條（道路整備特別措置法第三條、第四條、第八條、第十條、第十二條、第十四條及び第十七條の改正規定に限る。）、第一百四條及び第一百零七條の改正規定に限る。）、第一百零九條（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六條の改正規定に限る。）、第一百三十四條、第一百三十一條（都市再開発法第三十三條の改正規定に限る。）、第二百二十五條（公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定に限る。）、第三百三十一條（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百條の改正規定に限る。）、第三百三十三條、第三百四十一條、第三百四十七條（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七條の改正規定に限る。）、第三百四十九條（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三條、第二百七十七條、第二百九十一條、第二百九十三條から第二百九十五條まで及び第二百九十八條の改正規定に限る。）、第三百五十三條、第三百五十五條（都市再生特別措置法第四十六條、第四十六條の二及び第五十一條第一項の改正規定に限る。）、第三百五十六條（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定に限る。）、第三百五十九條、第六十條（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第二項及び第三項の改正規定、同法第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）、並びに同法第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第六十二條（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五條の改正規定（同法第七項中「ときは」を一場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは）に改め、一次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には「一」を削る部分を除く。）、並びに同法第三十二條、第三十九條及び第五

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年六月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三十一日法律第六号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条中道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第二条の

改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（政令への委任）

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の道路法及び第二条の規定による改正後の道路整備特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項第一号イ中「第四十七条の二第三項」を「第四十四条第五項から第七項まで（これらの規定を第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条の二第三項」に、「第六十九条」を「第六十九条第一項並びに同条第二項において準用する第四十四条第六項及び第七項」に、「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第五条 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第二十七条」を「第二十七条又は第四十八条の十九第二項」に改める。

（踏切道改良促進法の一部改正）

第六条 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の二十三第一項」に改める。

（電線共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第七条 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第六十九条第二項及び第三項」を「第四十四条第六項及び第七項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第八条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条第一号ホ中「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に改める。